

道路事業における合意形成の進め方

平成25年10月

佐賀県交通政策部道路課

目 次

1. 道路事業における合意形成の進め方について	1～2
2. 全体の流れ	3
3. 事業の分類	4
4. 主要幹線道路	
(1) 事業の流れ	
・フロー図（環境影響評価手続き有）	5～6
・フロー図（環境影響評価手続き無）	7～8
(2) 情報提供・合意形成内容	
・【STEP0】計画帯決定に向けた意見交換会	9～10
・【STEP1】事業構想の説明会	11
・【STEP2】概略ルートの説明会（地元代表者）	12
・【STEP3】概略ルートの説明会（住民・地権者）	13
・【STEP4】計画ルート（中心線線形）の説明会	14
・【STEP5】詳細設計の説明会	15
5. 幹線道路、生活道路	
(1) 事業の流れ	16～17
(2) 情報提供・合意形成内容	
・【STEP0】現地での意見交換会	18
・【STEP1】基本計画、概略ルートの説明会（地元代表者）	19
・【STEP2】基本計画、概略ルートの説明会（住民・地権者）	20
・【STEP3】計画ルート（中心線線形）の説明会	21
・【STEP4】詳細設計の説明会	22
6. 補足事項	23
7. 参考資料	
・環境影響評価の手続きの流れ	参—1
・都市計画決定手続きの流れ	参—2
・同意書様式	参—3～8

1. 道路事業における合意形成の進め方について

はじめに

- 今回の道路事業における合意形成とは、県民、地域などの関係者に対して様々な情報提供・説明を行い、意見を聞くなどの事業推進の合意を得る過程とします。
- 道路事業は沿線住民と利用者（県民）の双方に深く関係するものであり、合意形成の対象としては広く県民一般から沿線地域など各段階が考えられますが、道路事業の進捗は地域の理解・協力に負うところが大きいことから、ここでは特に沿線地域との合意形成について述べる。
- 一方、個々の地権者や個々の利害関係者については、個別交渉により合意を得るよう努めることとします。
- これまでの道路事業では、意思決定の過程や責任の所在が不明確であったため、判断の方法や時期がわかりにくかったものを、今回軌道修正し、今後の進め方は、事業を進める判断の基準や責任の所在を明らかにし、地域の合意をもって事業を進める判断根拠となるような取組みを行います。
- この取組みにより、地元との信頼関係を構築する中で、合意が得られなければ事業の中止、休止を判断することも念頭に起きながら、説明責任の向上に努めていくこととします。

策定の意義

- これまでの道路事業は、行政主導型でややもすると計画が定まってから、地元住民の方に技術的な計画内容など、わかりにくい説明を行ってきた経緯があります。
- このため県民協働指針が策定され「県民協働元年」といわれる平成16年度を契機として、これまで以上に住民の視点に立った道路事業を進めていく必要があります。
- また地域の合意形成が、結果的には道路事業の早期整備に繋がるという認識のもと、積極的な情報の公開に取り組み、これまでの道路事業の進め方を見直すこととしました。
- この道路事業の合意形成の進め方を策定したのは、あらためて職員の説明責任の向上の必要性を再認識していただくとともに、道路整備に関しての効果や目的を職員一人ひとりが十分に理解し、熱意をもって地元の方々に接していただくことを大きな意義としています。

策定の目的

- これまでの道路事業の進め方の大きな方向転換に際し、
 - ・ 各事業段階において、住民にとって必要な情報は何か。
 - ・ 情報の公開は、どこまで行うのか。
 - ・ 説明を行う相手方は誰なのか。
 - ・ どんな資料を持って説明をするのか。

など、これまで経験則に頼っていたものを、わかりやすく標準化し体系的に示すことで、職員一人ひとりが公平的・公正的な立場で、県民・地域に対して「合意形成の透明性の確保」や「説明責任の達成や明確化」「事業の進捗状況の背景や責任の所在の明確化」を図り、「事業の早期完成」を目指すことを目的としています。

今後の方針

- 今後の道路事業は、本書に沿って進めていくこととしています。
- 地域の実情や道路の使われ方が様々であるように、説明や情報公開の方法もそれに対応していく必要があります、この合意形成の進め方は一つの指針でしかありません。
- そのため、今後も県の実情や社会経済状況に応じて変更していく必要があります、道路事業に携わる方たちと一緒に考えていきます。

都市計画道路の取り扱いについて

- 都市計画道路とは、都市計画法に基づき都市計画施設の一つとして、都市計画決定された道路のことです。
- 都市計画道路の区域内は建築制限がかけられているため、事業実施にあたっては原則として道路法線等を変更することはできません。
- 道路事業で取り組む道路についても、市街地を通過する道路などは、すでに「都市計画道路」として位置付けられていたり、事業に取り組むにあたり新たに「都市計画道路」として位置付ける必要があるものがあります。
- これら「都市計画道路については、別途都市計画法に基づく手続きが必要となり、地域の合意形成も都市計画決定手続きの一環として進められる必要があるため、留意が必要です。
- なお、都市計画道路について道路事業で取り組む場合には、別途都市計画法に基づいた合意形成手続きが必要となるため、事前に市町の都市計画担当部局及びまちづくり推進課に相談が必要です。

2. 全体の流れ

事業の分類

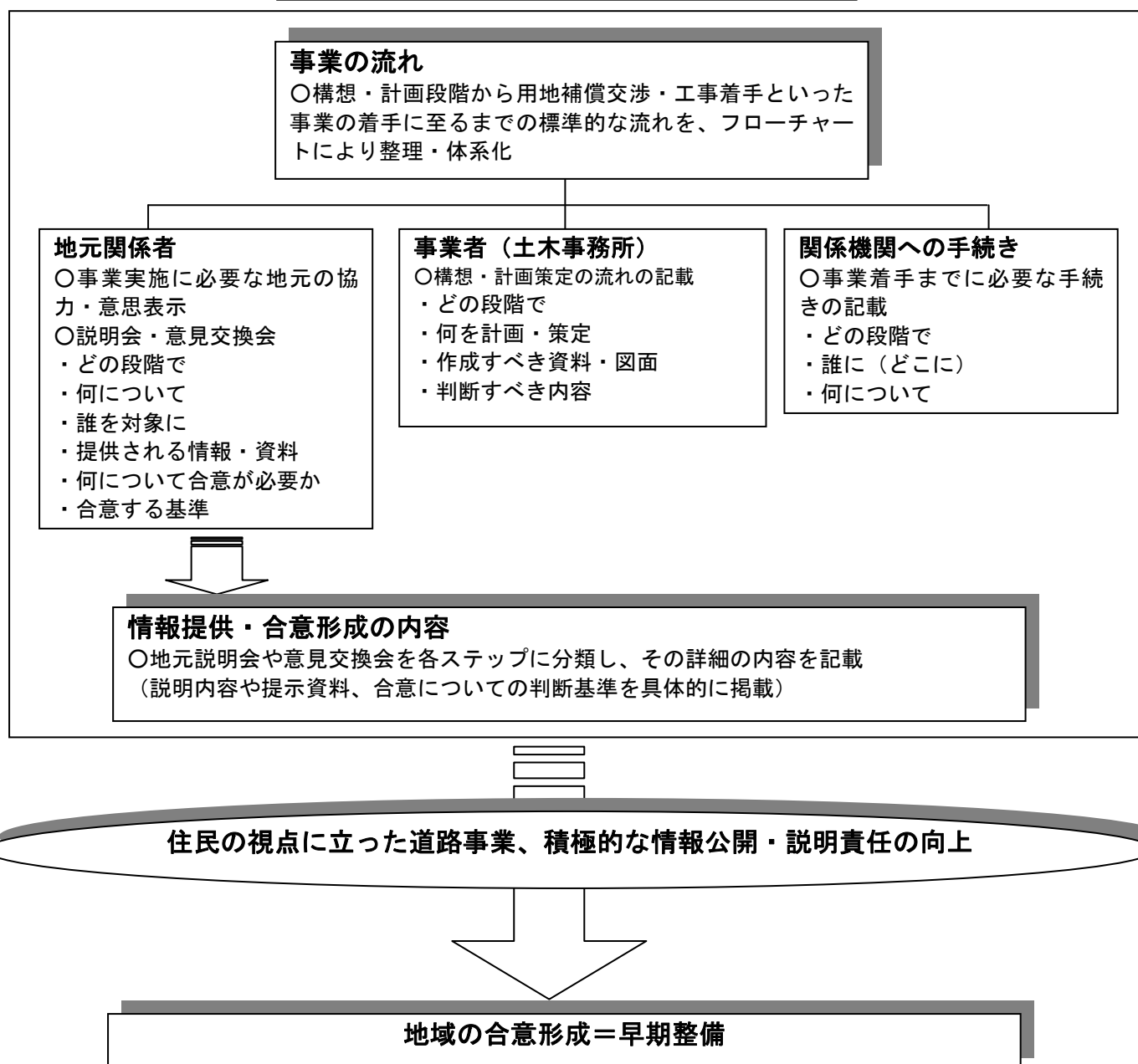
主要幹線道路の整備事業

- 県内の主要幹線道路に位置付けられている道路をネットワークの形成を目的として整備を行う事業
- 事業実施による効果や影響の範囲が広範囲に及ぶもの

幹線道路・生活道路の整備事業

- 主要幹線道路以外の道路の改築
- 歩道設置などの交通安全事業
- 主に利用者や受益対象者が特定の地域や住民に限定され、安全性の確保や利便性の向上に資する事業で、地域住民の生活への関わりが深い事業

構成



3. 事業の分類

- 本書は、県事業を対象に適用するものであり、直轄、市町及びその他の機関が実施する事業には適用しない。
- 道路事業の進め方や住民への説明、情報公開の方法は、整備する道路の目的や機能、また影響・効果の範囲や利活用の対象者で異なることから、「主要幹線道路整備事業」と「幹線道路整備事業、生活道路整備事業」の2つに分類して考える。

【主要幹線道路】

下記道路分類表の主要幹線道路に位置付けられている道路で、ネットワークの形成を目的として事業を行うものを対象。

【幹線道路、生活道路】

主要幹線道路以外の路線や区間で改築を行う事業や歩道設置などの交通安全事業を対象。

- 主要幹線道路については、下表における路線の位置を適用する。
- なお、本マニュアルは改築事業を対象としているため、維持的な事業は適用外とする。
- また、各事業の規模や範囲により下記の分類による手法が適当でない場合は、道路課と協議の上決定するものとする。

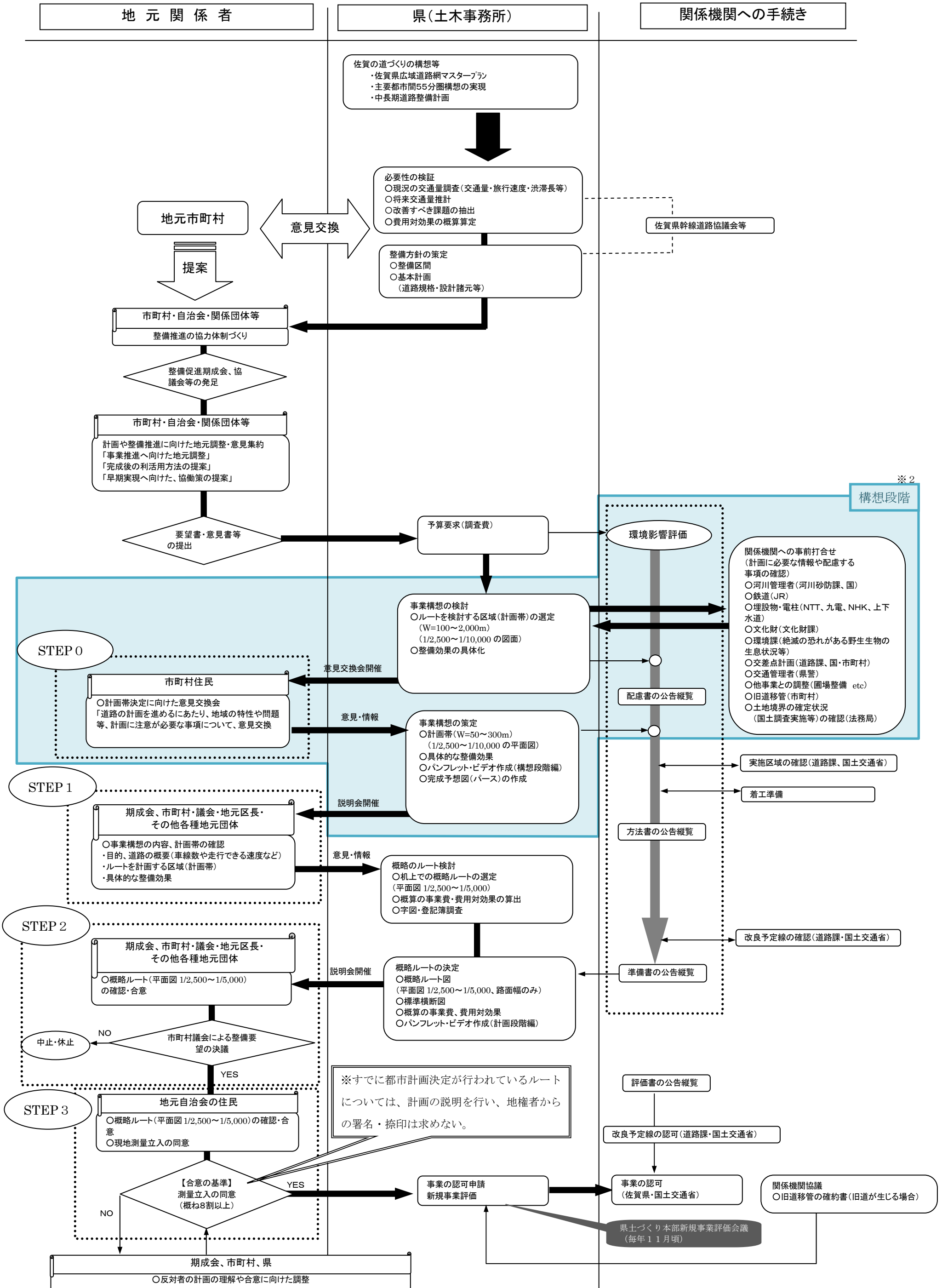
<道路分類表>

【主要幹線道路】 県内幹線道路網の骨格となるとともに、県内外の主要都市を連絡する道路	
【主要幹線道路A】 広域・高速交通網を形成して、県内外の主要都市を連絡する道路	
東西軸	九州横断自動車道(参考) 西九州自動車道(参考) 有明海沿岸道路
南北軸	佐賀唐津道路 国道498号(伊万里市～鹿島市)
【主要幹線道路B】 広域・高速交通網を補完して幹線道路網の骨格を形成し、県内外の主要都市を連絡する道路	
東西軸	国道34号(鳥栖市永吉交差点～嬉野市県境)(参考) 国道35号(武雄市下西山交差点～西有田町県境)(参考) 国道264号(佐賀市与賀町交差点～みやき町豆津県境) 県道江北芦刈線(江北町佐留志宿交差点～芦刈町三王崎:バイパス)
南北軸	国道3号(基山町県境～鳥栖市県境)(参考) 国道385号(千代田町迎島県境～東脊振村松隈県境) 国道263号(佐賀市三瀬県境～佐賀市国立病院前交差点) 国道264号(佐賀市国立病院前交差点～佐賀市与賀町交差点) 県道東与賀佐賀線(佐賀市与賀町交差点～有明海沿岸道路) 国道202号(伊万里市二里大橋交差点～西有田町伊万里口交差点)(参考) 国道207号(白石町室島南交差点～太良町県境) 県道久留米基山筑紫野線(鳥栖市県境～基山町県境)
【幹線道路】 二次生活圏の骨格となり、主要幹線道路を補完して幹線道路ネットワークを形成する道路	
①	二次生活圏中心都市の環状道路、都市内幹線道路 (県内の二次生活圏中心都市は佐賀市、唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、鳥栖市)
②	二次生活圏中心都市と周辺市町村を連絡する道路
③	隣県ネットワーク (主要幹線道路の都市間連携機能を補完して、隣県の都市を連絡する。)
④	主要幹線道路(A)の機能を補完する
⑤	空港、港湾など交流物流拠点への連絡道路 (交流物流拠点・・・佐賀空港、伊万里港、唐津港)
⑥	広域・高速交通網のインターチェンジへのアクセス道路 (最寄りの幹線道路からICまでをアクセス道路とする)

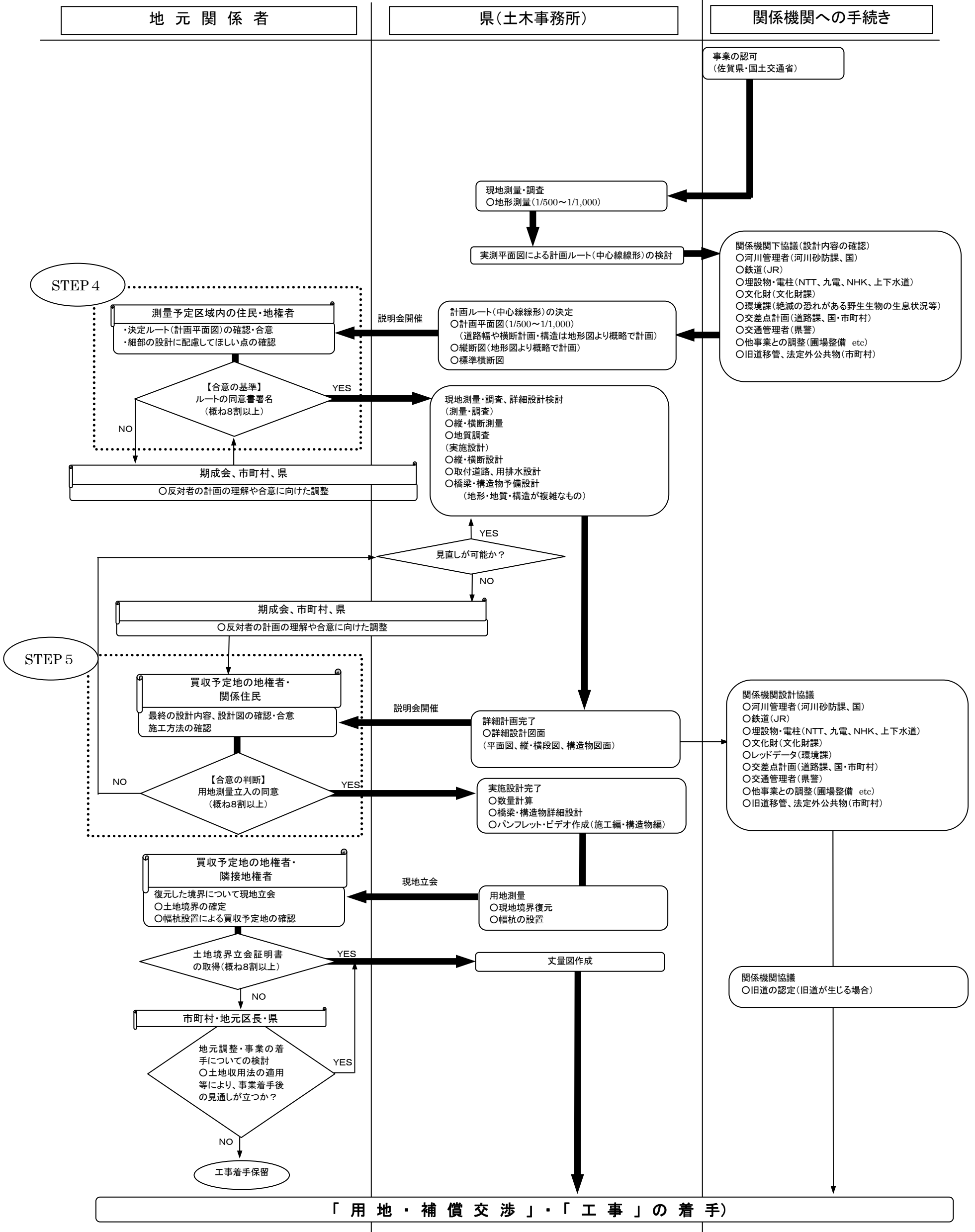
注) 主要な都市圏：二次生活圏中心都市
(用語の定義)

地方生活圏：総合病院、各種学校、中央市場等の広域利用施設をもち、いくつかの二次生活圏から構成される地域
二次生活圏：大きな買い物ができる商店街、専門医を持つ病院、高等学校など広範囲の利用圏を持つ都市を中心に一次生活圏をいくつか含む地域
一次生活圏：役場、診療所、集会所、小中学校など基礎的な公共施設が集まり、それらのサービスが及ぶ地域
(参考：地方生活圏要覧、道路技術基準通達集)

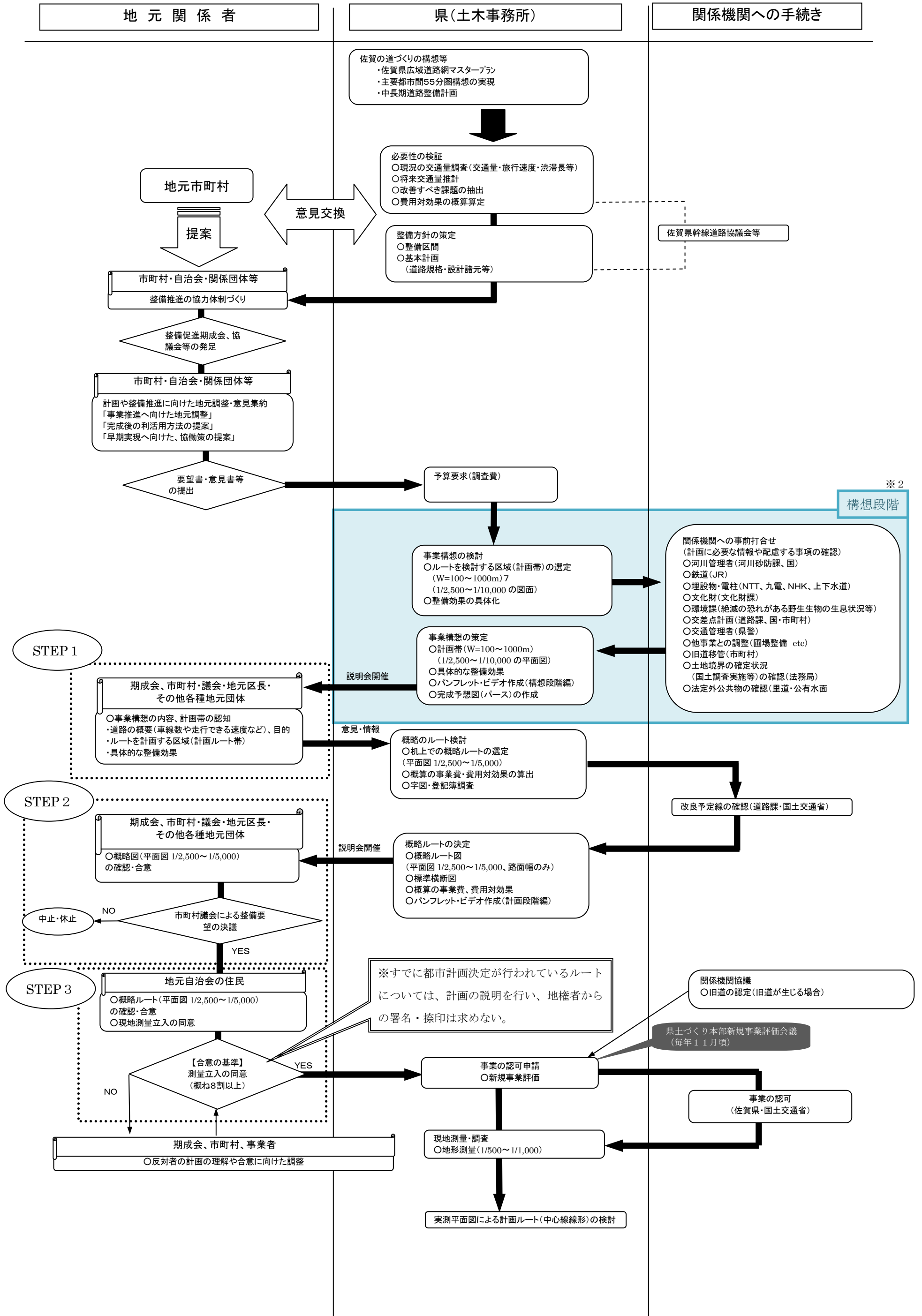
4. 主要幹線道路



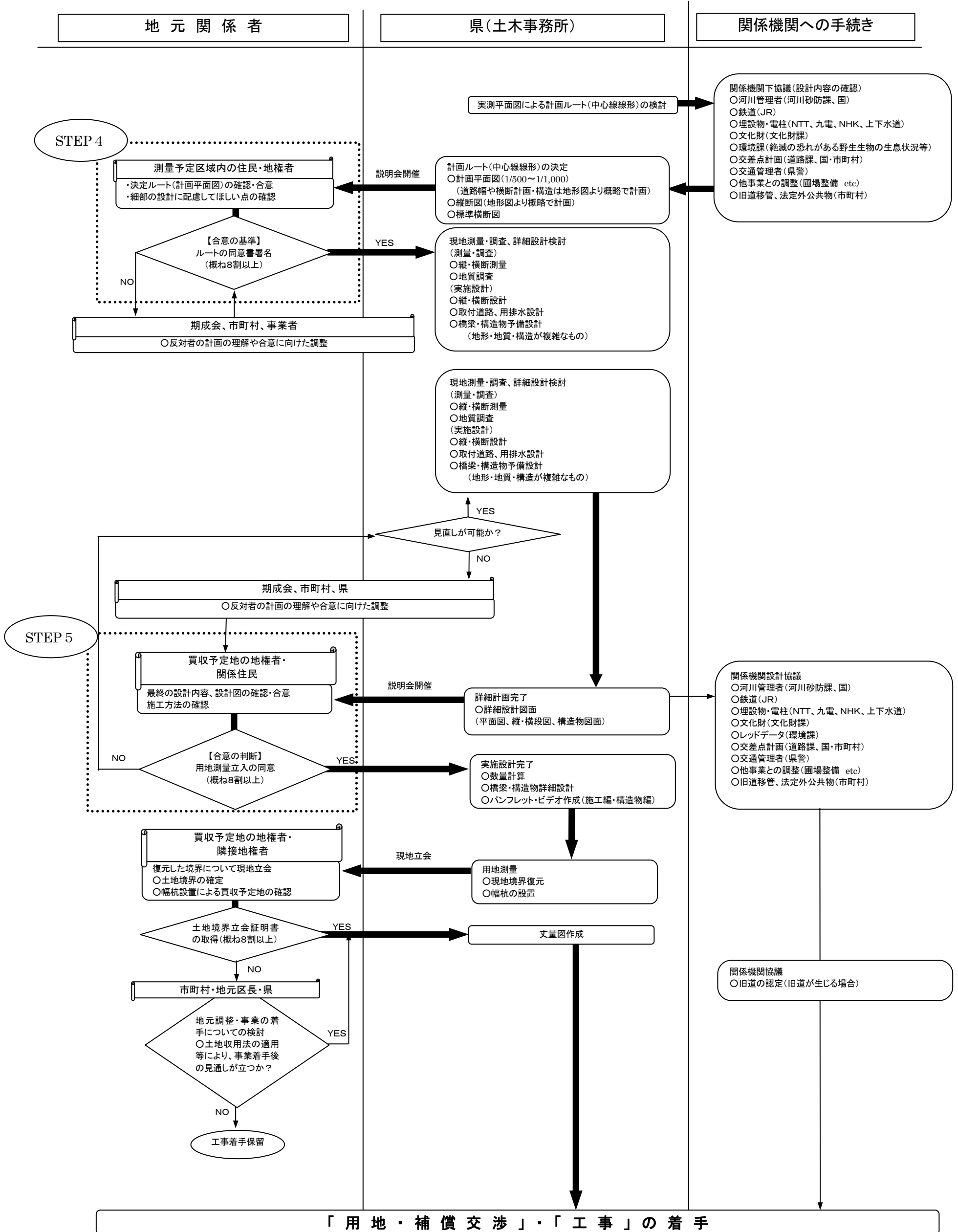
※1 個別事業の内容や特別な理由により、各ステップの省略・簡素化が必要と思われる場合には、道路課と協議の上、省略・簡素化を行うこと。
 ※2 構想段階での概略計画の検討については、「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」(平成25年10月11日 道1051号)を参考にすること。



※1 個別事業の内容や特別な理由により、各ステップの省略・簡素化が必要と思われる場合には、道路課と協議の上、省略・簡素化を行うこと。
 ※2 構想段階での概略計画の検討については、「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」(平成25年10月11日 道1051号)を参考にすること。



※1 個別事業の内容や特別な理由により、各ステップの省略・簡素化が必要と思われる場合には、道路課と協議の上、省略・簡素化を行うこと。
 ※2 構想段階での概略計画の検討については、「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」(平成25年10月11日 道1051号)を参考にすること。



※1 個別事業の内容や特別な理由により、各ステップの省略・簡素化が必要と思われる場合には、道路課と協議の上、省略・簡素化を行うこと。
 ※2 構想段階での概略計画の検討については、「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」(平成25年10月11日 道1051号)を参考にすること。

【STEP0】計画帯決定に向けた意見交換会

○開催する目的

- ・計画帯の策定前に事業に対する地域の意見を聞き、地域の実情にあった計画策定を行う。
- ・事業の構想について住民へ広く知らせる。
- ・計画帯策定にあたり、計画や設計に配慮すべき地域の問題や課題を情報収集する。

○参加対象者

対象者	チェック
計画上に位置する市町村住民、道路利用者、関係団体等を対象とし、各種広報による自由参加とする。 (案内の範囲については、個別に市町村と協議の上決定する。)	

*事業を行う区域の全ての市町村を対象とする。

○意見交換会開催の広報方法

対象者	チェック	対象者	チェック
各市町村の広報誌への掲載（チラシ折込）		県民だよりへの掲載	
佐賀県ホームページ		各市町村ホームページ	
道の駅ほか主要施設でのチラシ・広報誌の配布			

○意見交換会で説明・提示する資料

提供する情報	提示する資料	提示の方法	チェック
○事業を行う目的			
佐賀県の幹線道路ネットワーク構想	佐賀県幹線道路網図等	パワーポイント	
主要都市間55分圏構想	主要都市間55分圏構想図	パワーポイント	
その他事業が位置付けられた計画・構想の概要		パワーポイント	
○事業の基本的な内容			
整備する箇所・区間・延長		パワーポイント	
車線数		パワーポイント	
走行できる速度		パワーポイント	
基本的な道路の構造 完成後のイメージ (他の道路との交差する形状、など)	完成予想図、イメージ図	パワーポイント、パース	
利用できる車両（自専道等）		パワーポイント	
完成に要する期間（予定）		パワーポイント	
○なぜ必要なのか			
対象地域における現在の交通状況 (交通量、交通事故件数、大型車の混入率等)	交通量推移グラフ 事故推移グラフ	パワーポイント	
将来の交通需要（将来交通量）	将来の都市間の発着交通量図	パワーポイント	
施設へのアクセス	空港・港湾、その他主要施設の配地図	パワーポイント	
沿道の土地利用の変化	人口・住宅・大型施設などの推移グラフ	パワーポイント	
○これからどのように計画するのか			
今後の事業着手までの流れ (環境アセス、都市計画決定を含め)	事業の流れ（フロー図） 本書より	パワーポイント	
住民への情報提供のお願い			
計画帯とは何か？			
○出来上がることによる効果			
時間の短縮		パワーポイント、パンフレット	
改善される現状の問題	現状の写真	写真、	
便利に・快適になること（具体例） (生活、産業・観光、交通安全、交通環境等で具体的に)		パワーポイント	

○ルート			
現在のルート案（計画帯） 縮尺：1/5,000～1/10,000 区域幅：環境アセスの手続き（方法書） を行う計画帯へ絞りこむ前の100～2000m程度の幅広の計画帯	計画ルート帯の平面図	図面提示、パワーポイント	
計画案の経緯について説明	平面図にコントロールポイント等の提示	図面提示、パワーポイント	
今後、本会での意見を参考に計画ルート帯を絞り込むことの説明			
<<計画帯についての意見交換>>			
○帯の絞り込みに向けた留意点 【必要に応じ資料提示】			
地域地勢等（山、河川、土質）	地域特性図、海岸線の変化図 地質説明図、河川位置図・断面図等	パワーポイント、図面	
住宅地の分布	農村集落、住宅開発状況等	パワーポイント、図面	
地域のコミュニティー	行政界図、大字界図、小学校 工区図	パワーポイント、図面	
公共性が高い施設	施設分布図、写真	パワーポイント、図面	
農業関係（農地の状況、利水の状況）	農地分布図、利水区域図	パワーポイント、図面	
産業施設（ライスセンターや商業施設の分布等）	施設分布図、写真	パワーポイント、図面	
地域の歴史性（神社等の分布）	施設分布図、写真	パワーポイント、図面	
重要文化財の分布	施設分布図、写真	パワーポイント、図面	
地域環境（クリークの分布や動植物の生息状況）	施設・生息分布図、写真	パワーポイント、図面	
地域景観	写真	パワーポイント、図面	

○参加者からは、あくまで、環境影響評価の実施やルートの検討のための計画帯の決定に必要な情報提供や意見をお願いするものとし、計画帯の決定は、提供された情報を参考に事業者で決定する。
○計画帯やルート決定において、提供された情報や意見の取扱いについて、STEP 1以降の説明会等で説明責任を果たしていく。
○提供された意見の内容については、チラシ、HP等にその内容を整理し、今後の対応方針と併せて参加者及び自治会住民を始め一般へ広く周知する。

備考：アンケートの実施

当該事業は、実施に及ぶ効果や影響の範囲が広いことから、地元市町村をはじめ県内の利用者を対象にアンケートを実施し、広く意見を収集する。また説明会において直接的な発言以外の意見収集の補完策として行う。

○アンケート用紙には、上記の説明内容及び計画帯を明示し、今後のルート検討に配慮すべきの留意事項について問う。

○アンケートの方法は、チラシ配布とHP上の募集を併用する。

○アンケート（チラシ配布）対象は、原則、関係市町村住民については全世帯を対象に実施する。また、各市町村や沿線の公共施設等に備え、一般の道路利用者からも収集する。

○回答は氏名・連絡先を明記することとし、必要に応じ回答内容の確認を行う。

○回収の方法は、事業者への郵送もしくは市町村や区長を通じ回収する。但し、氏名記入のためプライバシーや個人情報の保護について十分留意する。

○アンケート集計結果についても、意見交換会同様、チラシやHPにより一般、住民に周知する。

【STEP 1】事業構想の説明会

○開催する目的

- ・事業の構想について、地域の代表者や関係する団体を通じて、整備する目的や完成後の効果を住民に広く知らせる。
- ・地域や関係団体に早く段階で情報提供し、完成する道路の幅広い利活用の検討を促す。
- ・概略ルートや基本的な道路構造などの検討にあたり、計画や設計に配慮すべき地域の問題や課題を情報収集する。

○説明・情報提供を行う対象者

対象者	チェック	対象者	チェック
市町村（首長・議会・担当課）【必須】		区長（市町村全員）【必須】	
区長より要望があった自治会【必須】		期成会	
市町村商工会		観光協会	
漁業組合		農業組合	
婦人会		老人会	
その他関係する団体			

*事業を行う区域の全ての市町村を対象とする。

○説明・情報提供する内容・提示する資料

提供する情報	提示する資料	提示の方法	チェック
○事業を行う目的			
佐賀県の幹線道路ネットワーク構想	佐賀県幹線道路網図等	パワーポイント、パンフレット	
主要都市間55分圏構想	主要都市間55分圏構想図	パワーポイント	
その他事業が位置付けられた計画・構想の概要		パワーポイント、パンフレット	
提出された要望書・意見書の内容		パワーポイント	
○事業の基本的な内容			
整備する箇所・区間・延長		パワーポイント、パンフレット	
車線数		パワーポイント、パンフレット	
走行できる速度		パワーポイント、パンフレット	
基本的な道路の構造 完成後のイメージ (他の道路との交差する形状、など)	完成予想図	パワーポイント、パンフレット、 パース	
利用できる車両（自専道等）		パワーポイント、パンフレット	
完成に要する期間（予定）		パワーポイント、パンフレット	
○ルート			
今後ルートを検討する区域 (計画帯) 縮尺：1/2,500~1/5,000 区域幅：50~300m	計画帯の平面図	図面提示、パワーポイント	
○出来上がることによる効果			
時間の短縮		パワーポイント、パンフレット	
改善される現状の問題	現状の写真	写真、	
便利に・快適になること（具体例） (生活、産業・観光、交通安全、交通環境 等で具体的に)		パワーポイント	

提供された意見や情報は、今後のルートや設計検討時の参考として取り扱う。

【STEP 2】概略ルートの説明会（地元代表者）

○開催する目的

・概略ルートについて、地域の代表者、関係団体へ情報提供・説明を行い、合意を得る。

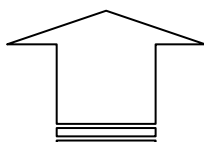
○意見の交換を行う対象者

対象者	チェック	対象者	チェック
市町村（首長・議会・担当課）【必須】		区長（市町村全員）【必須】	
市町村商工会		漁業組合	
観光協会		婦人会	
農業組合		その他関係する団体	
老人会			

*事業を行う区域の全ての市町村を対象とする。

○説明する内容・提示する資料

提供する情報	提示する資料	提示の方法	チェック
○事業の基本的な内容			
整備する箇所・区間・延長		パワーポイント、パンフレット	
車線数、道路の幅員	標準横断図、完成予想図	パワーポイント、パンフレット	
走行できる速度		パワーポイント、パンフレット	
基本的な道路の構造 完成後のイメージ （他の道路との交差する形状、など）	完成予想図	パワーポイント、パンフレット、 パース	
利用できる車両（自専道等）		パワーポイント、パンフレット	
完成に要する期間（予定）		パワーポイント、パンフレット	
○ルート			
机上で検討を行い、決定した概略のルート （路面の幅のみ表示したもの） 縮尺：1/2,500～1/5,000	概略ルート図	図面提示、パワーポイント	
概略ルートの決定の考え方 （配慮した点、コントロールポイント）	概略ルート図 （図面にポイントの記入） 写真等	図面提示、パワーポイント	
○出来上がることによる効果			
時間の短縮		パワーポイント、パンフレット	
改善される現状の問題	現状の写真	写真、	
便利に・快適になること（具体例） （生活、産業・観光、交通安全、交通環境 等で具体的に）		パワーポイント	
○その他			
今後現地で測量が必要な区域	・測量予定区域図 （既存の平面図に表示） ・字図	図面	



ルートに関する意見に対しては、説明と回答を行い、今後の詳細設計で対応可能なものについては今後配慮していく。

地元の声
○ルートに対する意見

○合意の基準

下記の基準により、地元代表者の基本計画・概略ルートについて合意を判断。

市町村議会での整備を要望する決議（本ルートであることを前提）

【STEP 3】概略ルートの説明会（住民・地権者）

○開催する目的

- 概略ルートについて、住民へ情報提供・説明を行い、合意を得る。

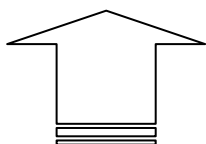
○意見の交換を行う対象者

対象者	チェック	対象者	チェック
測量が必要な区域の自治会住民（全員）		住民以外の関係者 （測量が必要な区域内の地権者・施設所有者）	

*事業を行う区域の全ての市町村を対象とする。

○説明する内容・提示する資料

提供する情報	提示する資料	提示の方法	チェック
○事業の基本的な内容			
整備する箇所・区間・延長		パワーポイント、パンフレット	
車線数、道路の幅員	標準横断図、完成予想図	パワーポイント、パンフレット	
走行できる速度		パワーポイント、パンフレット	
基本的な道路の構造 完成後のイメージ （他の道路との交差する形状、など）	完成予想図	パワーポイント、パンフレット、 パース	
利用できる車両（自専道等）		パワーポイント、パンフレット	
完成に要する期間（予定）		パワーポイント、パンフレット	
○ルート			
机上で検討を行い、決定した概略のルート （路面の幅のみ表示したもの） 縮尺：1/2,500～1/5,000	概略ルート図	図面提示、パワーポイント	
概略ルートの決定の考え方 （配慮した点、コントロールポイント）	概略ルート図 （図面にポイントの記入） 写真等	図面提示、パワーポイント	
○出来上がることによる効果			
時間の短縮		パワーポイント、パンフレット	
改善される現状の問題	現状の写真	写真、	
便利に・快適になること（具体例） （生活、産業・観光、交通安全、交通環境 等で具体的に）		パワーポイント	
○その他			
今後現地で測量が必要な区域 （現地測量立ち入りの許可依頼）	・測量予定区域図 （既存の平面図に表示） ・字図	図面	
現地で測量を予定する期間			



地元の声

- 基本計画・概略のルートに関する意見
- 詳細な設計を行う上で配慮して欲しい点

基本の計画やルートに関する意見に対しては、説明と回答を行い、原則としてルートの変更は行わないが、新たに合理性のある意見については、検討を行う。

反対者については、地元代表者（期成会、市町村）と県が協力して、理解を求め調整を行う。

○合意の基準

下記の基準により、地元住民の基本計画・概略ルートについての合意を判断。

測量予定区域の地権者の概ね8割から測量立ち入りの同意。

- *同意については、同意書（書式任意）を作成し、地権者より署名または捺印を得る。
- *すでに都市計画決定が行われているルートについては、計画の説明を行い、地権者からの署名・捺印は求めない。
- *相続等により地権者が多数に及ぶ場合は、相続代表者でも可。
- *死亡などにより、相続者等が不明な場合は、実質の土地管理者でも可。
- *判定は、土地面積の割合及び地権者数の割合ともに概ね8割以上とする。
- *判断は各市町村や事業工区単位でも可。（部分供用が可能で一定の整備効果が発揮できる区間であることが前提）

【STEP 4】計画ルート（中心線線形）の説明会

○開催する目的

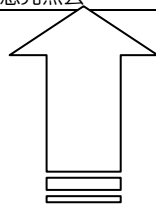
・住民・地権者に、測量を実施し決定した計画ルート（最終）について、情報提供・説明及び合意を得る。

○説明の対象者

対象者	チェック	対象者	チェック
測量を実施した区域の自治会住民（全員）		住民以外関係者 （測量が必要な区域内の地権者・施設所有者）	

○説明する内容・提示する資料

提供する情報	提示する資料	提示の方法	チェック
○計画ルートについて			
幅員	標準横断図	図面	
計画ルート （1/500～1/1,000） （道路幅や横断計画・構造は地形図より机上の概略計画）	計画平面図	図面	
ルートの考え方 （配慮した点、コントロールポイント）	計画平面図 （図面に記入）	図面	
縦断計画 （地形図より机上の概略計画）	縦断図	図面	
○その他			
縦横断測量のため、現地測量継続の確認	測量予定区域図	図面	
地質調査の立ち入り願い	ボーリング位置図	図面	
今後細部の設計を行う上で配慮してほしいことについての意見照会			



ルートに関する意見に対して説明は行うが、変更は行わない。
反対者については、地元代表者（期成会、市町村）と県が協力して、理解を求め合意の調整を行う。

地元の声【住民・地権者】

- ルートに関する意見
- 乗入口や道路の取り付けの形や用排水等の詳細な構造について、今後設計を行う時に配慮してほしいこと。

○合意の基準

下記の基準により、計画ルート（中心線線形）の住民や地権者の合意を判断。

計画ルートでの整備についての同意書の提出。

○要望書の要件：下記の全ての条件を満足するもの

- ・提示された計画（ルート）による計画続行や整備を望むことの本旨
- ・要望（合意）する計画（ルート）図の添付 *図面は事業者より提供する。
- ・用地取得が必要な地権者数の概ね8割以上の署名及び捺印。
- ・市町村長の署名
- ・（旧道処理が必要な場合）旧道移管について、市町村の引き取り確認書の添付。

*相続等により地権者が多数に及び場合は、相続代表者でも可。（ただし相続者全員の身元、所在地を把握する）

*死亡などにより、相続者等が不明な場合は、実質の土地管理者でも可。

*署名の地権者数が概ね8割以上の場合でも、未署名者の土地が計画上の重要部分に位置する場合や取得予定面積が大きい場合は、別途判断する。

【STEP 5】詳細設計の説明会

○開催する目的

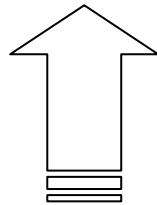
・地権者に、詳細設計の内容について合意を得る。

○説明の対象者

対象者	チェック	対象者	チェック
用地の提供をお願いする地権者（全員）		左記の隣接地権者	

○説明する内容・提示する資料

提供する情報	提示する資料	提示の方法	チェック
○設計内容について			
計画ルート	計画平面図 (1/500~1/1,000)	図面	
横断の構造	横断図、構造図	図面	
道路の高さ	縦断図	図面	
取付道路・乗入部計画	計画平面図、構造図	図面	
用排水計画	計画平面図・構造図 用排水経路図（平面図に着色）	図面	
その他機能補償を行う施設	構造図	図面	
○その他			
用地測量のための境界復元、幅杭設置の許可依頼	字図、平面図	図面	



ルートに関する意見に対して説明は行うが、変更は行わない。
乗入口などの細部の構造に対する意見で可能なものについては、見直しを行い調整する。
反対者については、地元代表者（期成会、市町村）と県が協力して、理解を求め合意の調整を行う。

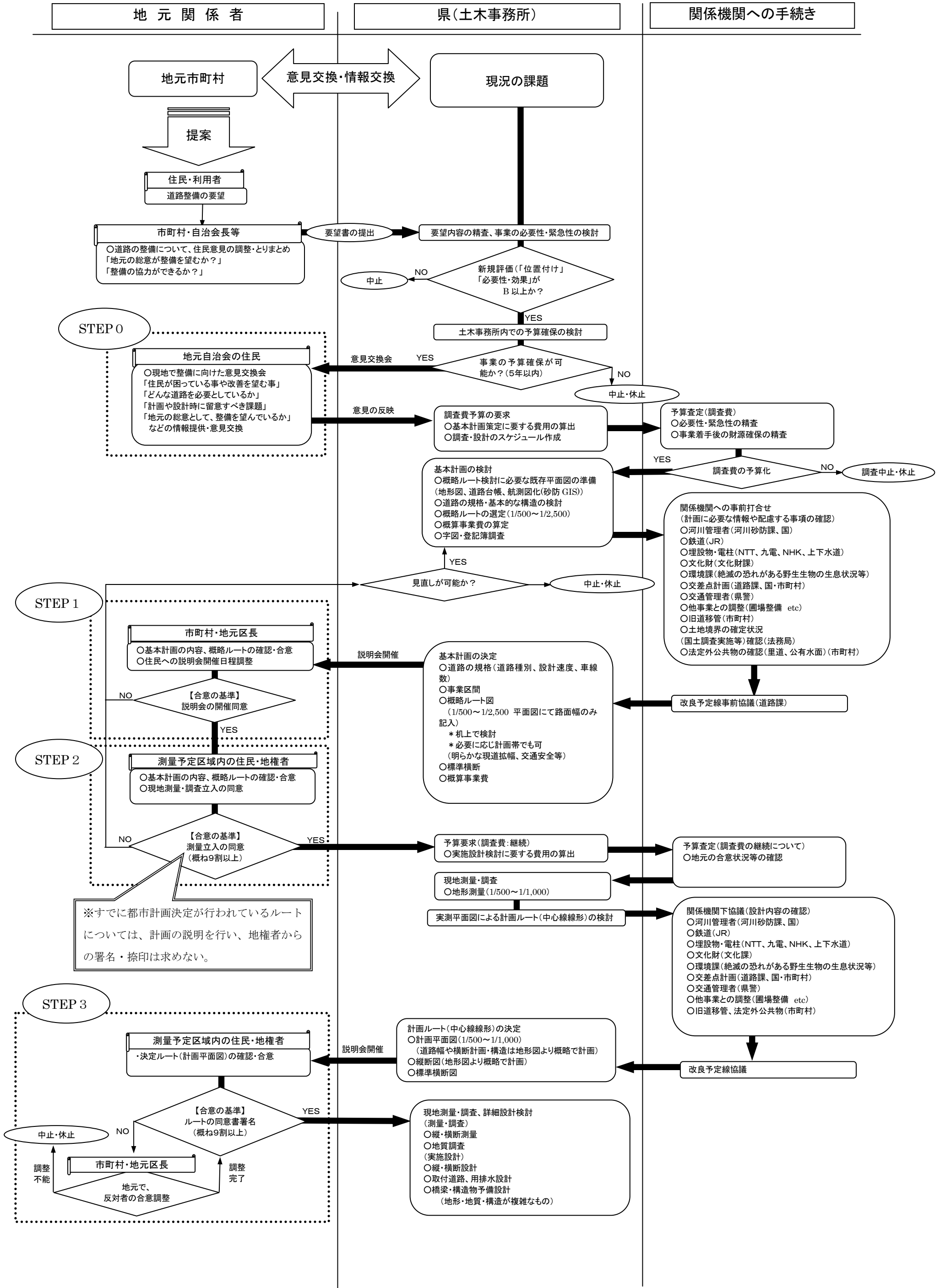
地元の声【住民・地権者】
 ○設計に対する意見

○合意の基準

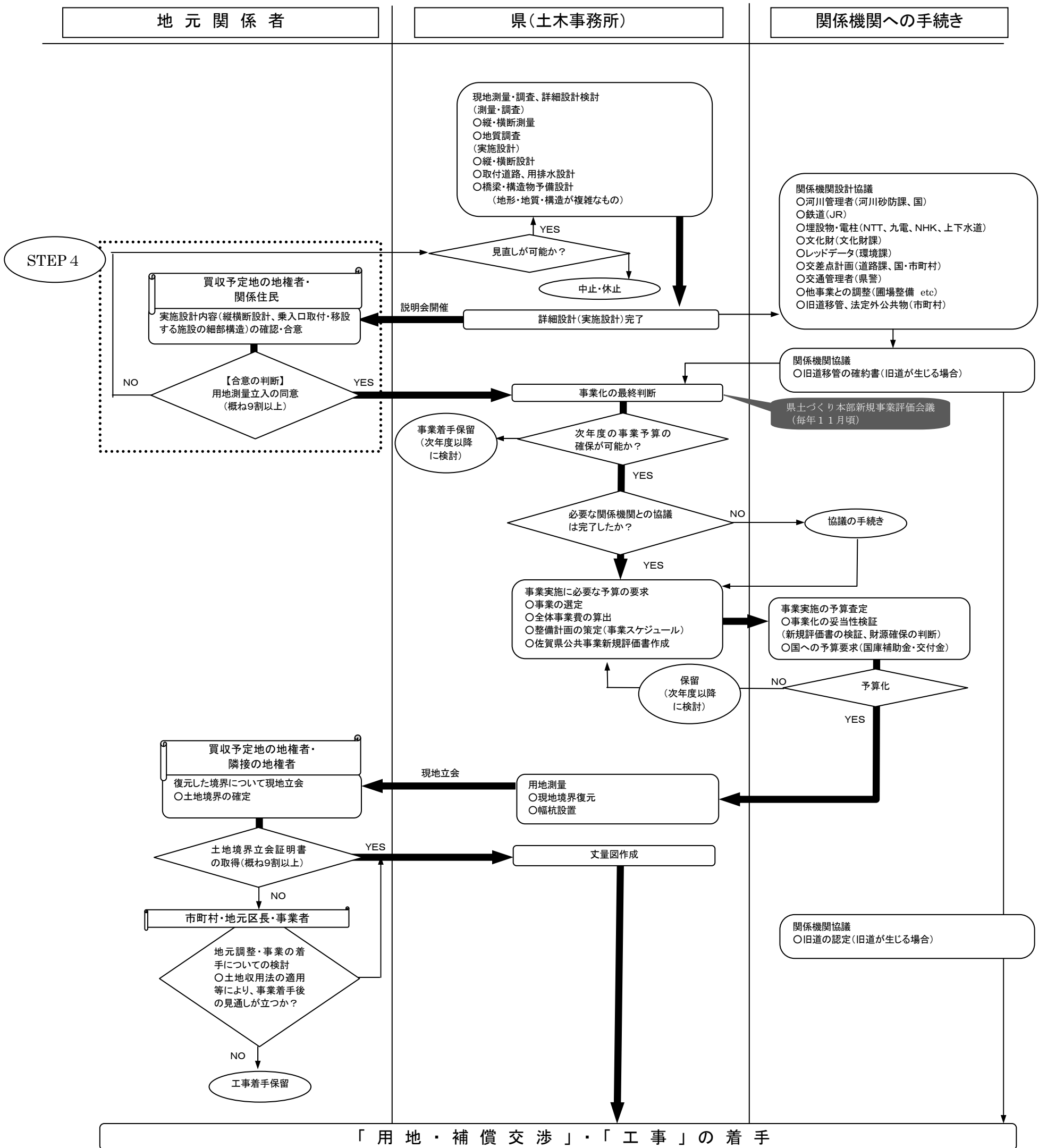
下記の基準により、設計内容について地権者の合意を判断。

買収予定地の地権者の概ね8割から、境界復元の同意
 ＊同意については、同意書（書式任意）を作成し、地権者より署名または捺印を得る。
 ＊相続等により地権者が多数に及ぶ場合は、相続代表者でも可。（所有権がない土地管理者は不可）
 ＊判定は、同意取得土地面積の割合及び同意取得地権者数の割合ともに概ね8割以上。

5. 幹線道路、生活道路



※ 個別事業の内容や特別な理由により、各ステップの省略・簡素化が必要と思われる場合には、道路課と協議の上、省略・簡素化を行うこと。



※ 個別事業の内容や特別な理由により、各ステップの省略・簡素化が必要と思われる場合には、道路課と協議の上、省略・簡素化を行うこと。

【STEP0】現地での意見交換会

○開催する目的

- ・地域が望む改善箇所や問題点を確認する。
- ・今後の基本計画及び設計に配慮することを情報収集する。
- ・基本計画を検討する上で、どんな道路が必要とされているか地元ニーズを把握する。

○意見の交換を行う対象者

対象者	チェック	対象者	チェック
市町村		整備を要望されている区間の自治会住民	

○意見を交換する内容

項目	チェック
○現在の道路について困っている問題、改善して欲しい問題 (車や歩行者の通行が危険な箇所、渋滞など)	
○現在の道路の利用状況 (通学での利用状況、高齢者の利用状況、付近の施設への交通など)	
○どんな道路が必要とされているか (改善が必要な区間、歩道の幅員や構造や、片側歩道の設置ならどちらに必要か、望まれているルートなど)	
○計画・設計を行う上で配慮すべきこと (保全すべき施設や、水問題、耕作地への配慮等)	
○地元の総意として、整備が望まれているか?	
○今後の事業着手に向けたスケジュールについて	
○まちづくりの観点から配慮すべき事項	
○その他(地元からの自由意見)	

○留意事項

- 実際に現地を確認し、意見の交換を行なう。
- 提供された情報や意見交換の内容・意見は、今後の基本計画や設計検討時の参考とする。
- 提供された情報や意見の内容について、チラシ等にその内容を整理し今後の対応方針と併せて参加者及び自治会の住民へ周知する。

備考：住民アンケートの実施

- 意見交換会での発言が少ない場合や、今後計画を行う上で十分な意見の収集が出来なかった場合、発言が特定の人物に終始した場合には、補足手法として住民アンケートの実施を行う。
- アンケート用紙には、地形図やゼンリン、道路台帳等の既存図に、整備・改善を検討する区間(現道上)を旗揚げした平面図を掲載する。
- 設問項目は、意見交換会での項目を基本に設定する。
- アンケート対象は、関係自治会住民全員を基本とする。
- 回答は氏名・連絡先を明記することとし、必要に応じ回答内容の確認を行う。
- 回収の方法は、事業者への郵送もしくは市町村や区長を通じ回収する。但し、氏名記入のためプライバシーや個人情報の保護について十分留意する。
- アンケート集計結果についても、意見交換会同様、住民に周知する。

【STEP 1】基本計画、概略ルートの説明会（地元代表者）

○開催する目的

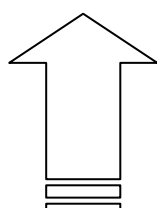
・地元の代表者である市町村役場や区長に、基本的な計画の内容や概略ルートについて説明し、合意を得る。

○説明の対象者

対象者	チェック	対象者	チェック
市町村長、担当課		事業予定地の区長 (自治会が複数に及ぶ場合は全員)	
期成会			

○説明する内容・提示する資料

提供する情報	提示する資料	提示の方法	チェック
○基本計画の内容			
事業の箇所・区間・延長	概略ルート図、	図面	
車線数、幅員、設計速度	標準横断図	図面、パワーポイント	
完成に要する期間（予定）		パワーポイント、口頭	
○ルート			
机上で検討を行った、概略のルート (路面の幅のみ表示したもの) (縮尺：1/500~1/2,500)	概略ルート図	図面	
概略ルートの考え方 (配慮した点、コントロールポイント)	概略ルート図 (図面に記入)	図面	
○できあがることによる効果			
構造が改善されること	現況写真	写真、パワーポイント	
便利に・快適になること (渋滞が解消する。歩道できて安心して に歩ける、線形がよくなり交通事故が減 る など具体的なもの)		ルート図、標準横断図用いた口頭説 明、パワーポイントによる説明	
○その他			
今後現地で測量が必要な区域	・測量予定区域図 (既存の平面図に表示) ・字図	図面	



基本計画やルートに関する意見に対しては説明・回答を
行い、新たに合理性がある意見・提案は、再検討を行う。

地元の声【市町村役場・地元区長】

○基本計画やルートに関する意見

○合意の基準

下記の基準により、基本計画・概略ルートの地元代表者の合意を判断。

地元市町村役場及び事業予定地の全区長からの住民への説明会開催の同意。

【STEP 2】基本計画・概略ルートの説明会（住民・地権者）

○開催する目的

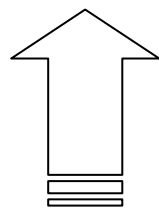
- ・住民や地権者に、計画基本的な内容や概略ルートについて説明及び合意を得る。
- ・詳細の計画や設計に必要な測量の立ち入りの同意を取得する。

○説明の対象者

対象者	チェック	対象者	チェック
測量が必要な区域の住民及び地権者（全員）			

○説明する内容・提示する資料

提供する情報	提示する資料	提示の方法	チェック
○基本計画の内容			
事業の箇所・区間・延長	概略ルート図、	図面	
車線数、幅員、設計速度	標準横断図	図面、パワーポイント	
完成に要する期間（予定）		パワーポイント、口頭	
○ルート			
机上で検討を行った、概略のルート （路面の幅のみ表示したもの） （縮尺：1/500～1/2,500）	概略ルート図	図面	
概略ルートの考え方 （配慮した点、コントロールポイント）	概略ルート図 （図面に記入）	図面	
○できあがることによる効果			
構造が改善されること	現況写真	写真、パワーポイント	
便利に・快適になること （渋滞が解消する。歩道できて安心して に歩ける、線形がよくなり交通事故が減 る など具体的に）		ルート図、標準横断図用いた口頭説 明、パワーポイントによる説明	
○その他			
今後現地で測量が必要な区域 現地測量立ち入りの許可依頼	・測量予定区域図 （既存の平面図に表示） ・字図	図面	
現地で測量の立ち入りを行う期間		パワーポイント、口頭、チラシ	



基本計画やルートに関する意見に対しては説明を行い、新たに合理性がある意見については、再検討を行う。

地元の声【住民・地権者】

- 基本計画やルートに関する意見
- 今後詳細な設計を行う時に、配慮してほしいこと。

○合意の基準

下記の基準により、基本計画・概略ルートの住民や地権者の合意を判断。

- 測量予定区域の地権者の概ね9割から測量立ち入りの同意。
- *同意については、同意書（書式任意）を作成し、地権者より署名または捺印を得る。
 - *すでに都市計画決定が行われているルートについては、計画の説明を行い、地権者からの署名・捺印は求めない。
 - *相続等により地権者が多数に及ぶ場合は、相続代表者でも可。
 - *死亡などにより、相続者等が不明な場合は、実質の土地管理者でも可。
 - *判定は、土地面積の割合及び地権者数の割合ともに概ね9割以上とする。
 - *判断は各市町村や事業工区単位でも可。（部分供用が可能で一定の整備効果が発揮できる区間であることが前提）

【STEP 3】計画ルート（中心線線形）の説明会

○開催する目的

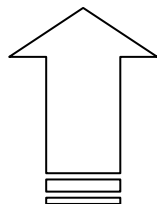
- ・住民・地権者に、決定した計画ルート（中心線線形）の合意を得る。

○説明の対象者

対象者	チェック	対象者	チェック
測量が必要な区域の住民と地権者			

○説明する内容・提示する資料

提供する情報	提示する資料	提示の方法	チェック
○計画ルートについて			
幅員	標準横断図	図面	
計画ルート (1/500~1/1,000) (道路幅や横断計画・構造は地形図より概略で計画)	計画平面図	図面	
ルートの考え方 (配慮した点、コントロールポイント)	計画平面図 (図面に記入)	図面	
縦断計画 (地形図より概略で計画)	縦断図	図面	
○その他			
縦横断測量のため、現地測量継続の確認	測量予定区域図	図面	
地質調査の立ち入り願い	ボーリング位置図	図面	
今後詳細の計画を行う上で配慮してほしいことについての意見照会			



ルートに関する意見に対して説明・回答は行うが、原則、変更は行なわない。

地元の声【住民・地権者】

- ルートに関する意見
- 乗入口や道路の取り付けの形や用排水等の詳細な構造について、今後設計を行う時に配慮してほしいこと。

○合意の基準

下記の基準により、計画ルート（中心線線形）の住民や地権者の合意を判断。

計画ルートでの整備についての同意書の提出。

○要望書の要件：下記の全ての条件を満足するもの

- ・提示された計画（ルート）による計画続行や整備を望むことの本旨
- ・要望（合意）する計画（ルート）図の添付 *図面は事業者より提供する。
- ・用地取得が必要な地権者数の概ね9割以上の署名及び捺印。
- ・市町村長の署名
- ・（旧道処理が必要な場合）旧道移管について、市町村の引き取り確認書の添付。

*相続等により地権者が多数に及ぶ場合は、相続代表者でも可。（ただし相続者全員の身元、所在地を把握する）

*死亡などにより、相続者等が不明な場合は、実質の土地管理者でも可。

*署名の地権者数が概ね9割以上の場合でも、未署名者の土地が計画上の重要部分に位置する場合や取得予定面積が大きい場合は、別途判断する。

【STEP 4】詳細設計の説明会

○開催する目的

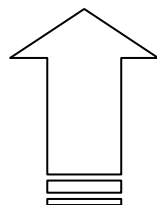
- ・住民・地権者に、詳細設計（実施設計）内容の合意を得る。

○説明の対象者

対象者	チェック	対象者	チェック
用地の提供をお願いする地権者		地元住民、その他関係者 (施設所有者、用排水施設利用者等)	

○説明する内容・提示する資料

提供する情報	提示する資料	提示の方法	チェック
○設計内容について			
計画ルート	計画平面図 (1/500~1/1,000)	図面	
横断の構造	横断図、構造図	図面	
道路の高さ	縦断図	図面	
取付道路・乗入部計画	計画平面図、構造図	図面	
用排水計画	計画平面図・構造図 用排水経路図（平面図に着色）	図面	
その他機能補償を行う施設	構造図	図面	
○その他			
用地測量のための境界復元、幅杭設置の許可依頼	字図、平面図	図面	



乗入口など、細部の構造に対する意見を聞いて、協議のうえ計画を確定する。

地元の声【住民・地権者】

- 設計に対する意見

○合意の基準

下記の基準により、実施設計内容の地権者の合意を判断。

買収予定地の地権者の概ね9割から、境界復元の同意

- *同意については、同意書（書式任意）を作成し、地権者より署名または捺印を得る。
- *相続等により地権者が多数に及び場合は、相続代表者でも可。（所有権がない土地管理者は不可）
- *判定は、同意取得土地面積の割合及び同意取得地権者数の割合ともに概ね9割以上。

6. 補足事項

事業の適用について

- 事業の適用については、基本的にP 1の事業の分類で行うが、その事業の規模や性格上適当でないと思われる場合には、別途道路課と協議のうえ決定する。

事業の流れ、フロー図について（幹線道路、生活道路、交通安全事業）

○各ステップの実施について

- ・原則、本案に沿って各ステップを実施していくが、個別事業の内容や特別な理由により、各ステップの省略・簡略化が必要と思われる場合には、事業の緊急性等を考慮し、別途道路課と協議のうえ、各ステップの省略・簡略化を行うこと。

○調査中止の考え方

- ・原則、本書の判断基準を満たさない場合は、特別な場合を除き調査を中止・休止し、以降のステップには着手しない。ただし、特別な理由等がある場合は道路課と協議のうえ判断する。
- ・調査中止・休止とする場合は、別紙様式に内容・理由を記録し決裁後保存すること。（要道路課協議）
また、市町村や地域へその旨と理由を説明すること。

○幹線道路、生活道路について

- ・調査・検討の開始は要望書の提出を前提とするが、道路管理上の面から、緊急に対策を講じる必要がある箇所（事故多発箇所等）については、事前の市町村と情報・意見交換のもと、地域へ要望書提出の働き掛け等で地域の意向を確認し、別途判断する。（維持的なものや現道敷地内での対策、処置が可能なものは除く）
- ・効果発現のため要望区間の見直しが必要な場合は、その旨や考え方を要望者に説明し、地域での再検討を促す。
- ・調査検討を判断する要望書の記載条件は、特に定めないが、その要望者や署名人数等やその内容で個別に判断する。

情報提供・合意形成内容について

○説明資料

- ・パワーポイントを基本とするが、図面や写真等の提示などで代替が可能である場合は、適宜事業者の判断で行ってよい。

○縦覧制度の活用

- ・各種説明会等で参加者や発言者が少ない場合や、住民からの希望がある場合などは、補足の取り組みとして図面や説明資料の縦覧も検討する。

縦覧方法（案）

実施段階 : 各ステップで検討（必要に応じ実施）

閲覧対象資料 : 説明会資料

図面（平面図のみ）

* 図面中の個人名（所有者・居住者）は非公開とする。

* 字図等の登記情報を含むものは個人情報を含むため対象外とする

縦覧場所 : 市町村役場、公民館、区長宅など

* 公民館に設置する場合は地域の管理責を定める。

縦覧期間 : 約2週間程度

縦覧対象者 : 各ステップでの対象者限定

* 対象者名簿等で縦覧前にチェックする。

* 部外者禁止（個人情報の保護）

意見の提出 : 記入用紙を別途配置（書式任意）

記載事項（氏名、連絡先、意見の内容）* 無記名は無効票とする。

提出先（土木事務所もしくは市町村役場へFAXもしくは郵送、持込）

意見の回答 : 次回説明会までに対応の方針や具体策等、現段階で可能な範囲で回答を作成し、

説明会で説明もしくは、土木事務所や市町村役場、区長宅での閲覧

縦覧の周知 : 説明会による連絡や回覧板等の活用等、適宜対応する。

注1）実施の際には個人情報の保護に留意すること。

注2）その他詳細については各事業で個別に判断すること。

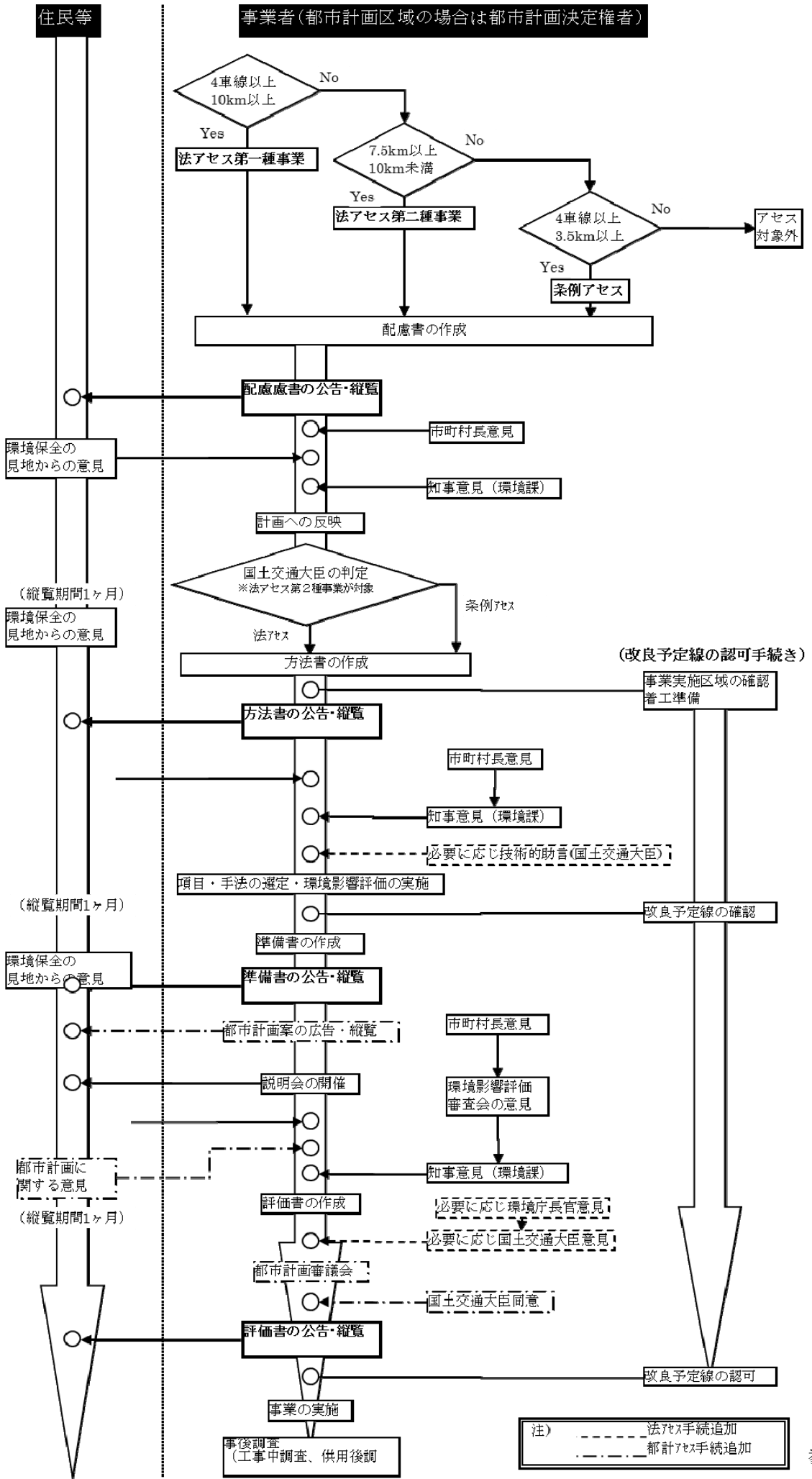
調査・計画中止理由調書

年度・月	平成 年 月	土木事務所名	
路線名			
箇所（区間）	地先～		地先
○調査・計画着手年度	平成 年度		
○調査計画着手から現在までの経緯 （記入例）			
・平成〇〇年〇月〇〇日	〇〇市及び〇〇自治会より要望書提出		
・平成〇〇年〇月〇〇日	〇〇市及び〇〇自治会と意見交換会開催（ステップ0）		
・平成〇〇年〇月	基本計画・概略ルート策定		
・平成〇〇年〇月〇〇日	〇〇市及び〇〇区長、〇〇自治会と概略ルートの説明・確認（ステップ1）		
・平成〇〇年〇月〇〇日	〇〇自治会へ概略ルートの説明・確認（ステップ2）		
・平成〇〇年〇月〇〇日	〇〇自治会へ概略ルートの説明・確認（2回目）		
○作成済図面・調査資料 （記入例）			
平成〇〇年	概略ルート図（1/2,500）、標準横断図		
平成〇〇年	字図		
○調査中止理由			
○現在までの所要調査費額		千円	
○備考			

*本様式に、位置図、作成図面及び説明会等の参加者・詳細がわかる議事録（復命書等）を添付すること

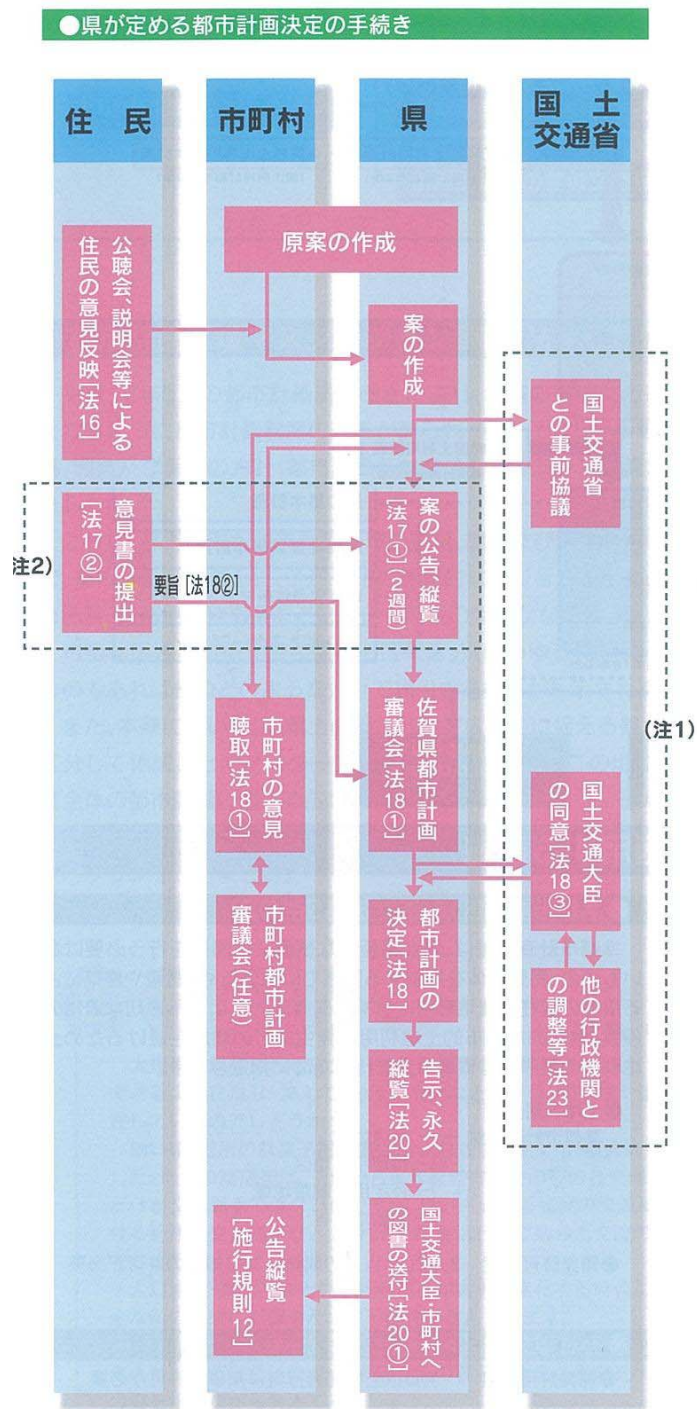
7. 参 考 资 料

参考－1 環境影響評価の手続きの流れ



注) 法アセス手続追加
 都計アセス手続追加

参考—2 都市計画決定手続きの流れ



(注1) 国土交通大臣の同意は、名称のみの変更又は位置、区域、面積、構造等の軽易な変更については手続きを要しません。
 (注2) 名称のみの変更の場合は、手続きを要しません。

【主要幹線道路】STEP3

平成 年 月 日

〇〇土木事務所
所長 〇〇 〇〇 様

〇〇区長 (自治会長)

一般国道〇〇号 (△△工区) の概略ルートにおける測量立入の同意書

一般国道〇〇号 (△△工区) の概略ルートにおいて、下記の点について同意します。

記

- 1 県が示した基本計画の内容及び概略ルートについて同意します。
- 2 この計画の実施に向けて行われる測量作業及び現地調査の立入りについて同意します。

住 所	氏 名	印	摘 要

【主要幹線道路】STEP4

平成 年 月 日

〇〇土木事務所
所長 〇〇 〇〇 様

〇〇区長 (自治会長)

一般国道〇〇号 (△△工区) の計画ルートにおける同意書

一般国道〇〇号 (△△工区) の計画ルートにおいて、下記の点について同意します。

記

- 1 県が示した計画ルートについて同意します。

住 所	氏 名	印	摘 要

【主要幹線道路】STEP5

平成 年 月 日

〇〇土木事務所
所長 〇〇 〇〇 様

〇〇区長 (自治会長)

一般国道〇〇号 (△△工区) の詳細設計における用地測量立入の同意書

一般国道〇〇号 (△△工区) の詳細設計において、下記の点について同意します。

記

- 1 県が示した実施設計の内容について同意します。
- 2 この計画の実施に向けて行われる用地測量作業及び家屋調査の立入りについて同意します。

住所 (地番まで)	氏 名	印	摘 要

【幹線道路・生活道路】STEP2

平成 年 月 日

〇〇土木事務所
所長 〇〇 〇〇 様

〇〇区長 (自治会長)

一般県道〇〇線 (△△工区) の概略ルートにおける測量立入の同意書

一般県道〇〇線 (△△工区) の概略ルートにおいて、下記の点について同意します。

記

- 1 県が示した基本計画の内容及び概略ルートについて同意します。
- 2 この計画の実施に向けて行われる測量作業及び現地調査の立入りについて同意します。

住 所	氏 名	印	摘 要

【幹線道路・生活道路】 STEP3

平成 年 月 日

〇〇土木事務所
所長 〇〇 〇〇 様

〇〇区長 (自治会長)

一般県道〇〇線 (△△工区) の計画ルートにおける同意書

一般県道〇〇線 (△△工区) の計画ルートにおいて、下記の点について同意します。

記

- 1 県が示した計画ルートについて同意します。

住 所	氏 名	印	摘 要

【幹線道路・生活道路】STEP4

平成 年 月 日

〇〇土木事務所
所長 〇〇 〇〇 様

〇〇区長 (自治会長)

一般県道〇〇線 (△△工区) の詳細設計における用地測量立入の同意書

一般県道〇〇線 (△△工区) の詳細設計において、下記の点について同意します。

記

- 1 県が示した詳細設計の内容について同意します。
- 2 この計画の実施に向けて行われる用地測量作業及び家屋調査の立入りについて同意します。

住所 (地番まで)	氏 名	印	摘 要